

全福連発第 17 号

平成 24 年 8 月 29 日

厚生労働大臣
小宮山洋子 様

公益社団法人全国精神保健福祉会
理事長 川崎洋子

「年金生活者支援給付金の支給に関する法律案」について（要望）

政府が先の 7 月 31 日に閣議決定した、「年金生活者支援給付金に関する法律案」について要望いたします。

私どもは精神障がい者の家族の全国組織です。精神障がい者とその家族が安心して生活できるよう社会に働きかける活動をしています。

精神障がい者はその疾病の特徴が生活そのものに極めて大きな混乱をもたらします。症状が重い時は家族の生活そのものが巻き込まれ、社会的な活動にも影響してしまいます。そうしたことからわずか数カ月の保険料の納付がなかったために無年金になる人や、初診の時期が明確でないために無年金になっている人など、障害年金が受けられずに苦しんでいる人が多いのが、精神障がい者の特徴です。

この度決定された給付金は、年金受給者に支給されることになっていますが、その範囲を無年金障がい者と、特別障害給付金の受給者に広げていただきたく、切に要望する次第です。低所得者にも達せず、全く所得がなく、一本の飲み物を買うにも困窮している障害者にも支援給付金を支給することを、以下強く要望いたします。

記

1、「年金生活者支援給付金の支給に関する法律案」について、支給対象者を年金受給者に限定しないで、困窮している無年金障がい者と特別障害給付金の受給者もその対象として下さい。